

電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について（平成14年11月5日付け平成14・10・28貿局第4号・輸出注意事項14第44号・輸入注意事項14第45号）

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 税関確認のための手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 許可・承認・確認情報の記録等</p> <p>① (略)</p> <p>② 申告者は、専用電子計算機に備えられたファイルに記録された、税関への輸出入申告をしようとしている貨物に係る許可・承認・確認情報に、裏書情報として別表第1に掲げる各項目を当該項目の属性及び桁数に従って作成した情報を当該ファイルに追加的に記録しなければならない。ただし、<u>一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可</u>、<u>特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可</u>及び<u>特定包括輸出許可</u>に係る貨物の税関への輸出入申告にあつてはこの限りでない。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>5. 通関データベースシステムを使用することができない貨物</p> <p>電子許可・承認・確認に係る貨物の輸出又は輸入がNACCS特例法第3条第4項の官報で告示する税関以外の税関に輸出入申告される場合は、輸出入者が特定手続通達14、<u>15</u>及び<u>17</u>の規定に基づき輸出許可証等、輸入承認証等又は特別一般包括許可証等の交付を受けなければならない。</p> <p>別表第1～別表第2 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 税関確認のための手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 許可・承認・確認情報の記録等</p> <p>① (略)</p> <p>② 申告者は、専用電子計算機に備えられたファイルに記録された、税関への輸出入申告をしようとしている貨物に係る許可・承認・確認情報に、裏書情報として別表第1に掲げる各項目を当該項目の属性及び桁数に従って作成した情報を当該ファイルに追加的に記録しなければならない。ただし、<u>特別一般包括輸出許可</u>、<u>一般包括輸出許可</u>及び<u>特定包括輸出許可</u>に係る貨物の税関への輸出入申告にあつてはこの限りでない。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>5. 通関データベースシステムを使用することができない貨物</p> <p>電子許可・承認・確認に係る貨物の輸出又は輸入がNACCS特例法第3条第4項の官報で告示する税関以外の税関に輸出入申告される場合は、輸出入者が特定手続通達12、<u>13</u>及び<u>15</u>の規定に基づき輸出許可証等、輸入承認証等又は特別一般包括<u>輸出許可証</u>等の交付を受けなければならない。</p> <p>別表第1～別表第2 (略)</p>